

## 愛知県総合教育会議開催要領（案）

### （設置）

第1 知事と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本県の教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政の推進を図るため、愛知県総合教育会議（以下「会議」という。）を開催する。

### （構成）

第2 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

### （協議調整事項）

第3 会議は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- 一 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」の策定
- 二 教育を行うための諸条件の整備その他の本県の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 三 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### （会議）

第4 会議は、知事が招集し、知事が議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 知事及び教育委員会は、会議において事務の調整が行われた事項について、その調整の結果を尊重するものとする。

### （意見聴取）

第5 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議事項に関して意見を聴くことができる。

### （会議の公開）

第6 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### （議事録）

第7 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第6のただし書の規定に該当する場合にあっては、公表しないことができる。

### （事務局）

第8 会議の事務局を県民生活部学事振興課に置く。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

(参考) 平成27年度スケジュール

回	時期	大綱策定関係	その他
第1回	4月	策定方法	本県教育の課題
第2回	8月	骨子案	—
第3回	10月	中間取りまとめ案	平成28年度の教育に係る重点施策
第4回	2月	最終案・大綱策定	—